

[平成16年 6月14日市民厚生委員会 - 06月14日 - 01号]

芝田 委員 おはようございます。公明党堺市議会議員団の芝田でございます。本松さんが1番バッターであり、私は2番バッターで、1項目だけでバントをして終わりたいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の項目はホームヘルパー養成研修についてご質問させていただきたいと思ひます。

ご存じのように、介護保険制度が発足して約5年がたちまして、この保険制度もかなり認知され、理解されてきたというふうに思ひます。ただ、我が国は世界に類を見ない少子高齢化が進んでおります。年金問題、そしてまたこの介護保険問題も、今後大きなクローズアップになるというふうに思ひます。年齢の引き下げとか、また保険料のアップというふうにも聞いておりますけれども、その中で、2010年には65歳以上が全体の22%を占めるという、本当に少子、また高齢というのが今後のキーワードかなというふうに思ひます。

そういった意味で、今、この介護保険利用者も毎年ふえておりますけれども、特に在宅サービスの伸びは著しいものと聞いておりますけれども、本市の在宅サービスの利用者の推移をお聞かせください。

桜井 高齢福祉課長 主な在宅サービスについて、制度発足の12年度と15年度を比較いたしますと、訪問介護の訪問回数は33万3,862回から116万5,723回へ、通所介護の通所回数は15万741回から28万6,102回、短期入所サービスの利用日数は4万7,226日から13万1835日へといずれも大幅に増加しております。以上でございます。

芝田 委員 先ほどの本松さんとこの答弁にありましたように、在宅福祉の中心的な事業のホームヘルパー派遣事業者は、堺市でおおむね200以上という事業者を超えているということですが、本市の外郭団体の財団法人堺市福祉サービス公社は、こういった福祉の業務をやられているか、簡単にお教えください。

桜井 高齢福祉課長 高齢者のホームヘルパー養成の養成研修以外の人材養成研修といたしまして、障害者ホームヘルパー及びガイドヘルパーの養成研修、介護福祉士受験対策講座など、また、具体のサービス提供事業として精神障害者のホームヘルパー派遣事業、介護保険制度におけるケアプラン作成の居宅介護支援事業、訪問介護事業、支援費制度におけるホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣事業、また、市の受託事業といたしまして、中、東、西、南、北、5カ所の老人福祉センターの管理運営の受託をしております。以上です。

芝田 委員 その中でホームヘルパー養成機関の内容を詳しくお聞かせください。

桜井 高齢福祉課長 本年度の6月開校分で見ますと、161名の方の応募がございます。内訳は男性12名、女性149名で、年代別では10代が2人、20代が25人、

30代が38人、40代が63人、50代が33人となっております。以上でございます。

芝田 委員 派遣事業も、先ほどされているということで、サービス公社でホームヘルパーの養成研修を受けて、132時間だと思んですけども、その受講者が現場でいろんな問題点、またトラブル等もあるんですけども、そういったことは公社の方に報告等、また吸い上げるような制度をとっておられますか。

桜井 高齢福祉課長 特にトラブル、問題点等については報告は受けてございません。以上でございます。

芝田 委員 ここでホームヘルパーの2級、3級はもう家事手伝いだけというか、家事介助というだけで、公社の方は2級のみを養成されておりますけども、詳しくホームヘルパー2級の仕事内容というか、業務内容ですね。わかりやすく言えば、介護保険を利用されているお家に行って、どういったことをしているかと、時間的なことはいろいろあると思いますけども、わかりやすく説明していただけますか。

桜井 高齢福祉課長 ホームヘルパーの派遣につきましては、ケアマネジャーあるいはご家族の方等から派遣の依頼がございます。利用の契約に基づきまして、また、ケアマネジャーの作成いたしますケアプランに基づいて利用者宅へ訪問いたします。家事援助では、掃除、洗濯、買い物等がございます。また、介護業務では入浴、食事の介助、衣類の着脱あるいは通院の介助といったふうなことが行われています。また、こういった家事介護の直接サービスとは別に、利用者の方の生活上の相談であるとかいったふうなことについてもヘルパーは聞いております。以上でございます。

芝田 委員 今の説明にあったように、本当に短い時間ですけれども、介護利用者の方とコミュニケーションが必要だと、私も何軒か回ったときに、人間関係でそのヘルパーさんと合わないというか、私も、おばあちゃん、嫁と姑の問題があるから、介護の派遣される方もいろんなあるから、ある程度我慢して、無理やったら、また言うてねというようなこととか、また、お年が召していきますと、なかなか会話がうまくいかないとか、また障害者の方で、また聴力障害の方で手話が必要であるというようなことで困っているということが我が会派にも相談があったり、私個人にも相談がありました。筆談していても、なかなか、今、課長が言われたように、おふるに入れたり、また、いろんな多岐にわたって、そういった介護されるわけですけど、こういった意味で、私の提案としましてね、障害者団体がこのホームヘルパーの養成の募集定員の中に手話のできる方を、一定の枠を設けてされているという募集もあります。また、聴力障害の方も同じような方に介護するというね、そこで養成機関の募集も実際あるわけですね。だから、民間と比べて、やはり公益性が高い福祉公社の募集定員の中に一定の枠を設けていただきたいと、市と公社で検討していただきたいと思いますと思いますが、その辺いかがでしょうか。

桜井 高齢福祉課長 この件につきましては、今後、公社とも協議・検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

芝田 委員 40人の枠ですけれども、一定の枠で決めれば、コスト等も考えてです

ね。障害者団体がやっていることでありまして、民間にこれを求めても、いろんなことがあると思いますが、そういった意味で、私は前向きな答弁だというふうに承りたいと思います。こういうヘルパー資格を持ち、また手話ができれば、ヘルパー活動ではなく、他の福祉分野でも活躍ができ、福祉を担う人材の層も厚くなるということで、福祉サービス会社の今後のそういった意味で幅の広がる、また、中身の濃いサービス提供ができると思いますので、それを要望いたしまして質問を終わります。ありがとうございました。